明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**一六四）　一
〔告　示〕
○航空機局が送り及び受けることができなければならない電波を定める等の件の一部を改正する件（**総務**五四八）　二
○衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**五四九）　二
○設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**五五〇）　二
○周波数割当計画を定める件の一部を変更する件（**同**五五一）　二
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示（**財務・農林水産・経済産業**一五）　二
○道路に関する件（**関東地方整備局**四四二～四四九）　六
○道路に関する件（**北陸地方整備局**一一二、一一三）　七
○道路に関する件（**中部地方整備局**一五九）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**近畿地方整備局**二八六）　八
○道路に関する件（**中国地方整備局**一九五）　八
○道路に関する件（**四国地方整備局**一二六）　九
○道路に関する件（**九州地方整備局**一七一、一七二）　九
○道路に関する件（**北海道開発局**一一五、一一六）　九
〔官庁報告〕
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一〇
国家試験
土地家屋調査士試験合格者（法務省）　九
平成二十三年度秋期情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分・公示送達、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　一〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　一〇
会社その他
会社決算公告　一〇

省令

○総務省令第百六十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月十六日

総務大臣　川端　達夫

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第九項の表中「又は四〇六・〇三七MHz」を「、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz」に改める。

第三十六条の二第一項第五号中「若しくは四〇六・〇三七MHz」を「、四〇六・〇三七MHz若しくは四〇六・〇四MHz」に改め、同号(2)中「及び四〇六・〇三七MHz」を「、四〇六・〇三七MHz及び四〇六・〇四MHz」に改め、同項第六号中「又は四〇六・〇三七MHz」を「、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz」に改め、同号(1)中「及び四〇六・〇三七MHz」を「、四〇六・〇三七MHz及び四〇六・〇四MHz」に改める。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二号第3の様式20の欄中「□　G1B　406.037　MHz　5.0W」を「□□　G1B　406.037　G1B　406.04　MHz　5.0W　5.0W」に改める。

別表第二号の三第3の様式22の欄中「□406.037MHz」を「□406.037MHz　□406.04MHz」に改める。

（無線局運用規則の一部改正）

第三条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第七十八条の二第二項中「又は四〇六・〇三七MHz」を「、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz」に改める。

（無線機器型式検定規則の一部改正）

第四条　無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表船舶に施設する救命用の無線設備の機器の項条件の欄中「406.037MHz」を「406.04MHz」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（無線局免許手続規則の一部改正に伴う経過措置）

2　船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局の無線局事項書の様式並びに特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の無線局免許手続規則別表第二号第3及び別表第二号の三第3の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。